

報告第16号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年12月5日提出

佐野市長 金子 裕

専決第10号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年12月24日に田沼行政センターで発生した印鑑損傷事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和7年10月10日

佐野市長 金子 裕

1 損害賠償額 14,740円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を印鑑の修繕費として支払い、今後本件に関して債権債務のないことを相互に確認する。

3 相手方の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

専決第10号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	印鑑損傷事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和6年12月24日 午後2時30分頃 場所 田沼行政センター1階ロビー
3 発生時の状況	印鑑登録をするために預かった印鑑を返却時に誤って床に落とし、輪郭の部分を損傷させた。
4 相手方	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	印鑑修繕費 14,740円
6 和解日	令和7年10月10日
7 略図	